

湖西市告示第 14 号

湖西市長寿祝金等支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 2 月 3 日

湖西市長 田内 浩之



湖西市長寿祝金等支給要綱の一部を改正する要綱

湖西市長寿祝金等支給要綱（平成 21 年湖西市告示第 85 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「100 歳以上で最高齢である」を「108 歳に到達した」に改め、同条第 3 号を削る。

第 3 条第 2 号中「10,000 円」を「50,000 円」に改め、同条第 3 号を削る。

第 4 条第 2 号中「及び第 3 号」を削る。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。